

町民皆さんの福祉向上のため

地域における相談・支援を行うボランティア、

「民生委員」「児童委員」が新たに委嘱されました

民生委員・児童委員が任期満了により改選され、12月1日より新たに厚生労働大臣より委嘱されました。任期は3年間で、町民の皆さんの福祉向上のために活動します。

各地区の民生委員・児童委員は、次のかたがたです。

相談内容の秘密は固く守りますので、お気軽にご相談ください。



委嘱状交付式

民生委員・児童委員とは
「民生委員」は、社会奉仕の精神をもつて、町民の皆さ

ています。また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」が配置されています。

として、福祉活動の充実を図ることや、低所得者、高齢者、母子、父子、心身に障がいのある人の福祉向上のために活動しています。

このために、常に地区での調査により高齢者などの生活状態を把握し、支援を必要とする人に対し、適切な生活支援を行います。さらに、児童委員を兼ねることになります。

「児童委員」は、児童や妊娠婦の福祉に関して援助や支援を行うもので、民生委員が児童委員を兼ねることになつ

ています。また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」が配置されています。

身分は、山形県の特別職に属する非常勤の地方公務員となっています。

民生委員・児童委員はその職務を遂行するにあたつては、個人の人格を尊重し、秘密を守り、いかなる差別も優先的な取り扱いもできません。

複雑な相談や支援に対処するための研修は、毎月のように開催されています。

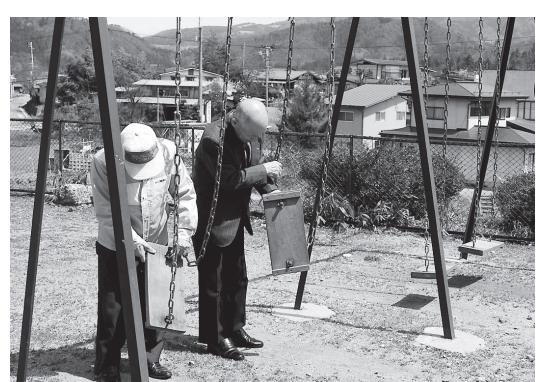
●問い合わせ
●健康福祉課福祉係
(☎ 86-0111)
●民生委員児童委員協議会事務局／町社会福祉協議会内
(☎ 86-0150)

などの社会福祉関係機関と連携しながら、その業務に協力しています。

無報酬の活動

民生委員・児童委員には給与・報酬はいつさい支給されません。交通費や通信費などの活動経費が支給されるだけのボランティアです。

秘密保持と研さん



活動の様子（遊具点検）